

袋井市月見の里学遊館ほか1施設に係る指定管理者の候補者の選定結果について

袋井市月見の里学遊館ほか1施設の指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	所在地
袋井市月見の里学遊館	袋井市上山梨四丁目3番地の7
袋井市月見の里公園	袋井市上山梨四丁目3番地の3

(2) 施設の設置目的

市民の文化教養の向上、健康の増進及び余暇活動の充実を図ることを目的とする。

また、月見の里公園は、遊戯やレクリエーション活動を行う憩いの場とすることを目的とする。

2 募集概要

(1) 募集の期間 平成26年8月1日(金)から平成26年9月16日(火)まで

(2) 応募者

応募者名	所在地 / 代表者
袋井市文化協会グループ (構成団体) 一般社団法人袋井市文化協会、 遠州鉄道株式会社、東海ビル管理株式会社	袋井市上山梨四丁目3番地の7 理 事 長 山 田 富 司
トールツリーグループ (構成団体) 株式会社ケイミックス、株式 会社東京ドームスポーツ	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号 代表取締役 橋 本 鉄 司
株式会社ノヴァコーポレーション	茨城県那珂市菅谷4380番地の1 代表取締役 笹 島 三 郎

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

袋井市指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類とプレゼンテーション・ヒアリングを基に審査し、指定管理者の候補者の選定を行いました。

審査は、応募者の提案内容を審査項目毎に点数化し、合計点の高い応募者を候補者として選定しました。

【審査項目】

主な審査項目		配点
1	応募者に関する項目 管理運営能力を満たしているか。 法人等の経営基盤が安定しているか。	30点
2	施設運営に関する項目 設置目的を理解し、公の施設を適切に担うことができるか。 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	80点
3	サービス内容に関する項目 利用者本位の柔軟なサービスが提案されているか。 具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。	60点
4	収支予算に関する項目 従来の管理費と比較して効果的な額となっているか。 経費削減に向けた取組み、具体的な提案があるか。	30点
合 計		200点

(2) 選定委員会（プレゼンテーション及び選考会）の開催日

プレゼンテーション	平成26年10月28日（火）
選考会	平成26年11月7日（金）

(3) 選定結果及び選定理由(点数は、委員8人の合計点1,600点を満点とした評点の合計)

審査項目	応募者名	袋井市文化協会 グループ	A	B
1	応募者に関する項目	202 点	210 点	166 点
2	施設運営に関する項目	475 点	451 点	383 点
3	サービス内容に関する項目	378 点	348 点	299 点
4	収支予算に関する項目	127 点	159 点	163 点
合 計		1,182 点	1,168 点	1,011 点
1 選定は、施設の設置目的や管理運営の基本方針など次の点を主なポイントとして審査しました。 (1) 施設の設置目的に合致した文化振興策として、「市民運営型」を目指した取り組みに配慮されているか。 (2) 水玉プールをはじめ、利用者が安全で安心して利用できる施設管理が計画されているか。 (3) 文化、芸術、健康づくりの発信施設として、袋井市固有の文化振興策の提案や、偏りのない事業内容等が計画されているか。 (4) 施設の一体利用を図った提案や市民サービス面面向上に向けての提案がなされているか。 (5) 公園の運営管理にあたって、適正な維持管理や利用増進が図られた計画となっているか。				
2 提案は、どの応募者からも施設の設置目的を理解した事業計画書が提出されたが、審査の結果、袋井市文化協会グループが以下の点で高い評価を得たため、候補者として選定した。 (1) 地域に根ざした事業とともに、地域から発信する事業の実施も期待できること。 (2) 市民の参加による「市民運営型」の充実発展を目指した取り組みに配慮されていること。 (3) 袋井市固有の文化振興策として、市内の人材を活かした事業や地域の伝統芸能の発表会などが計画されていること。 (4) 水玉プール利用者の安全対策が具体的に記述されており、安心して利用できる管理体制となっていること。 (5) 施設無料開放日を増やす検討やプール事業における利用料金の割引制度の検討、インターネットによる利用申込システムの検討など、市民サービスの向上のための方策が示されていること。 (6) 公園の管理や活用において、適正な植栽計画が示され、公園を活用した事業が計画されていること。				

4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。
指定管理者の指定は、本年11月市議会の議決後に行います。